

省令

○農林水産省令第八十三号  
 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）  
 第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法  
 施行規則の一部を改正する省令を次のように定め  
 る。

平成九年十二月十九日

農林水産大臣 島村 宜伸

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
 七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の二の項植物の欄中「ぶどう」の下に「（付  
 表第三十二に掲げるものを除く。）」を加え、同表  
 の十四の項植物の欄中「含む」の下に「以下付表  
 第二十八及び第三十三において「むぎわら」とい  
 う。」を加え、「第二十八」の下に「及び第三十三」  
 を加え、付表に次のように加える。

三十二 台湾から発送され、他の地域を経由し  
 ないで輸入される巨峰種及びイタリヤ種のぶ  
 どうの生果実であつて農林水産大臣が定める  
 基準に適合しているもの

三十三 カナダから発送され、他の地域を経由  
 しないで輸入される乾草に混入したむぎわら  
 及びかもじぐさ属植物の茎葉であつて農林水  
 産大臣が定める基準に適合しているもの

附則

この省令は、公布の日から施行する。